

令和7年度 埼玉県秩父郡長瀬町地域おこし協力隊募集要項

長瀬町は埼玉県の西北部に位置し、町全域が、県立長瀬玉淀自然公園区域に指定されています。特に旧親鼻橋から旧高砂橋に至る荒川の両岸は、国の名勝及び天然記念物保存区域として指定されており、なかでも岩石段丘、いわゆる『岩畳』の広がる長瀬溪谷は、地質の宝庫として貴重な天然資源を誇っています。東京近郊にありながら、荒川や周囲を囲む山々による自然に溢れており、車や電車で都心から2時間ほどで、のんびりとした時間が流れる“田舎”の景色に出会うことができる町です。また、年間約300万人の観光客が訪れる埼玉県有数の観光地でもあります。

しかし、人口の減少や高齢化により地域社会の活力が衰退しており、地域力の維持・強化を図るための担い手確保が急務となっています。

このため町では、地域社会の担い手として、地域外から意欲ある人材の受け入れを積極的に行い、新たな着想や視点から地域の魅力を再発掘して地域活性化を図るとともに地域住民や関係団体と関わり合いながら、活動に取り組んでいただける方を以下のとおり募集いたします。

1 活動内容

長瀬町の「観光資源（自然、歴史、文化、体験、祭り、イベント等）を活用したプロモーション」、「新たな観光資源の発掘・開発」、「観光客の町内全域への回遊性の向上」、「リピーターの増強」、「情報発信強化」等の観光振興ならびに商工振興の抱える課題に関わる協力活動を行っていただきます。

具体的には、地域のヒトやモノの魅力を多くの人に知ってもらうために、町内の観光・商工事業者や観光関係団体と密接に連携して以下の業務に取り組んでいただきます。

- アドベンチャーツーリズムを基軸とし滞在型観光コンテンツの造成及び販売、プロモーション
- 各種観光データを踏まえたマーケティング
- 地場商品の磨き上げ及び販売促進
- インバウンドの推進に向けたプロモーション
- 様々な地域資源をテーマとしたPR動画の制作、SNS等の各種広報媒体を活用し観光・物産関連情報の発信
- 誘客支援や、情報発信の仕組みづくり等の支援
- 長瀬町主要観光地域内外での、新たなイベント等の企画立案運営
(例：「アート展」、「coffee festa」、「カクテルコンペ」、「アウトドアイベント」等)
- 町や観光協会、商工会等が主催する観光振興事業への参加及び協力
- 農林事業を通じた地域活性化
- その他、産業観光振興に関する業務

2 募集対象

【募集対象】

次の（１）から（９）の条件を全て満たす方。

- （１）令和７年４月１日現在において、２０歳以上５０歳未満の方（学生不可）
- （２）応募時点で３大都市圏、または３大都市圏以外の指定都市に居住している方で、長瀬町に住民票を移し、町に居住できる方。
※詳細は総務省 HP 地域要件確認表でご確認ください。
- （３）心身ともに健康で、地域活性化に意欲と情熱があり、誠実に業務を行うことができる方。
- （４）地域住民と関わり合い、地域活動に積極的に参加する意思のある方。
- （５）活動期間終了後も、長瀬町と意欲的に関わろうとする意思のある方。
- （６）パソコンの基本操作（Word、Excel、PowerPoint など）及びインターネット、SNSなどの知識を有し、活用できる方。
- （７）普通自動車運転免許を有する方（ＡＴ車限定可）
- （８）土日及び祝日の勤務、行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方。
- （９）地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方。

以下の経験などがあればなお可

- （１０）未経験でも活動意欲のある方。
- （１１）観光業務に従事した経験のある方。
- （１２）イベントや事業の企画、運営経験のある方。
- （１３）動画編集、動画制作経験のある方。

1 契約形態・期間

【契約形態】

町と個人請負契約を締結して活動していただきます。

※町が委託する業務以外の業については、自由に行うことができます。

ただし、町への事前報告が必要です。（副業可能）

【契約期間】

採用決定後、契約締結日から令和8年3月31日（予定）まで

※契約期間は隊員の方と協議の上、正式に決定いたします。

※次年度以降の契約については、活動状況や実績を勘案して契約期間を更新することができます。（最長3年）

※協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、契約期間中であっても町が契約を取り消すことができるものとします。

2 契約

【委託料】

（１）人件費分 291,000円／月

（２）活動経費分

原則月166,000円を超えない範囲内で、下記等の経費を含めることができます。

- ①住居の家賃
- ②活動用車両の借上費及び燃料費（活動使用分）
- ③研修費・出張等に係る旅費
- ④活動に使用する道具、材料費及び消耗品等
- ⑤通信費
- ⑥PRに係る宣伝費

【福利厚生・活動経費等】

- （１）光熱水費等は、隊員の自己負担となります。
- （２）生活に必要な家財道具、家電製品等については、ご自身で準備してください。
- （３）健康保険料及び年金保険料等は隊員の自己負担となります。
- （４）任期終了翌年に起業する方には、起業経費として最大100万円の補助※を行います。
※地域おこし協力隊推進要綱の改定等により変更となる場合があります。

3 募集について

【募集期間】

HP記載のとおり

【提出書類】

(1) 長瀬町地域おこし協力隊応募用紙（別紙様式）

(2) 事業構想書（任意様式）

※契約期間中の具体的な活動方針や任期満了後の展望などをA4サイズ1枚で自由に表現してください。

(3) 履歴書（市販可。顔写真「6か月以内撮影」添付）

※提出していただいた書類は返却いたしません。

※上記書類はパソコンソフト等による入力を可とします。

【提出方法】

(1) 持参の場合

・期間内に長瀬町役場2階産業観光課まで提出書類を持参してください。

※受付時間：土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間

(2) 郵送の場合

・期間内に提出書類を下記住所まで送付してください。（当日消印有効）

※上記の方法により提出が困難な場合は、下記担当までご連絡ください。

〒369-1392

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町役場 産業観光課 地域おこし協力隊担当 宛

4 選考について

(1) 第一次選考（書類選考）

・書類選考の上、応募者全員に文書で結果を通知します。

(2) 第二次選考（面接）

・第一次選考合格者を対象に、長瀬町役場またはオンラインにて面接を行います。日時等詳細については、第一次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) 最終結果

・第二次選考終了後、速やかに対象者に通知します。

(4) その他

・選考経過に関するお問い合わせには、回答いたしかねます。

・応募に係る経費（書類作成費、交通費等）は、すべて応募者の負担とします。

・結果通知後に対象者が辞退となった場合、繰り上げで委託依頼を行うことがあります。

5 その他・問合せ

不明な点や質問については、担当課へお問い合わせください。なお、ご応募いただいた内容について連絡させていただくこともありますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

〒369-1392

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町役場 産業観光課 地域おこし協力隊担当

電話：0494-66-3111（内線233）

メール：sangyo@town.nagatoro.saitama.jp